

# 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まんてん（以下、「法人」という。）の理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員会委員、苦情解決第三者委員（以下、「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

## (範囲)

第2条 この規定にいう役員等とは、次の各号によるものとする。

- (1) 定款に規定する理事及び幹事
- (2) 定款に規定する評議員
- (3) 定款に規定する評議員選任・解任委員会の委員
- (4) 苦情解決業務規程に規定する苦情解決第三者委員

## (報酬)

第3条 理事長及び業務執行理事に対する報酬及び賞与は、職員給与との均衡と本会の経営状況を勘案して、別表1による報酬の範囲内で支払うことができる。

- 2 理事長及び業務執行理事を除く役員等で、職員と兼務でない者に対する報酬は、別表2により支払うことができる。
- 3 退職手当は、常勤する理事長・業務執行理事に適用し、円満に任期を満了または円満に辞任、死亡により退任した場合、別表3により支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 4 前各項に規定する報酬の支払いは、法人給与規定に準じて相談の上決定するものとする。
- 5 報酬の支払いに際して、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

## (旅費)

第4条 役員等が理事会、評議員会または委員会に出席したときは、その都度旅費を支払う。

- 2 役員等が業務に従事したことによって要した旅費は、役員旅費規定に基づいて支払う。

## (費用弁済)

第5条 役員等が業務に伴って要した必要経費について、役員旅費規定の範囲を除き、理事長が認めるものについてはその実費を弁済する。

## (見舞金・弔慰金)

第6条 役員等またはその家族に病気入院または不幸があった場合、別表4により見舞金または弔慰金を贈り、その意を表す。

## (退任記念)

第7条 役員等の退任に際し、当該役員等が10年以上にわたり継続して就任し、本法人の運営及び発展に特に貢献された場合、理事長はその貢献度に応じて相当の金一封または記念品等を贈り感謝の意を表す。

## (表彰)

第8条 役員等が次の各号に掲げる何れかに該当するとき、理事長は金一封または記念品等を贈りその功績に祝意または謝意を表す。

- (1) 叙位叙勲等の褒章を受けたとき
- (2) 社会的な功績が認められ本会の名誉となったとき
- (3) 事故、災害等を未然に防止し、または非常に際して適切に対処して災害を最小限に止めたとき

(委 任)

第9条 その他この規定の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

(改 正)

第10条 この規程を改定する必要が生じた場合は、評議員会の決議を経なければならない。

## 附 則

この規程は、平成29年6月23日より施行する。ただし、第2条については平成29年4月1日から適用する。

一部改正 平成30年 6月27日

一部改正 平成30年11月 1日

一部改正 令和 7年 6月19日

別表1 (第3条第1項)

理事長及び業務執行理事の報酬は、経営責任を明確にするため下記のとおりとする。

前年度の「法人単位事業活動計算書」を基に算出する（計算結果の千円単位を四捨五入）。

A = 「サービス活動収益計（1）」

B = 「当期活動増減差額（11）」+「減価償却費」+「国庫補助金等特別積立金取崩額」

理事長の報酬（年額）	$A \times (1 + (B \div A \times 2)) / 100$
業務執行理事の報酬（年額）	理事長報酬の80%

職員給与を含めて上限を上記とする。

理事長報酬の下限は「 $A \times 0.01 \times 0.9$ 」とする。

別表2 (第3条第2項)

役員等で、職員と兼務でない者に対する報酬は下記のとおりとする。

	報酬	交通費
会議への実参加出席	6,000円/回	有
会議へのZoom出席	6,000円/回	
会議への書面出席	2,000円/回	
上記の他法人業務	3,000円/時間	有

別表3 (第3条第3項)

常勤する理事長・業務執行理事が、円満に任期を満了または円満に辞任、死亡により退任したとき、下記の計算で退職手当を支給する。

(就任中最高報酬年額 ÷ 12) × 役員在職合計年数 × 係数

(1) 係数は理事会で決定するものとし、「3.0」を超えないものとする。

(2) 役員在職年数は、役員就任の日から退職（解任）の日までの期間について、1か月を単位として暦に従って計算するものとし、1年未満の場合は、月数を12か月で割り小数第2位を四捨五入する。

(3) 在職年数に含まれる役員とは、理事・監事・評議員とする。

別表4 (第6条第1項)

見舞金および弔慰金

区分	本人	配偶者	実親・実子(同居)	摘要
見舞金	10,000円			
弔慰金	30,000円	10,000円	10,000円	左記の他、生花を贈る